

令和5(2023)年度

事業計画書

社会福祉法人 弟子屈町社会福祉協議会

目次	1
Ⅰ 基本方針	2
Ⅱ 基本目標	3
Ⅲ 基本計画	3
Ⅳ 実施計画	4
1 みんなが安心して生活できる地域づくり	4
(1)在宅福祉サービス事業の実施	4
(2)介護保険サービス及び障がい福祉サービス事業の実施	5
(3)子育て支援の推進	6
(4)住民交流の推進	7
(5)福祉関係団体への活動支援	7
2 その人らしい生活を支える地域づくり	8
(1)自立に向けた相談体制の充実	8
(2)地域福祉権利擁護事業の実施	10
(3)介護予防ボランティア派遣事業の実施	11
3 地域福祉推進の担い手づくり	11
(1)ボランティア活動の支援	11
(2)ボランティア意識の啓発	12
4 災害時に支援できる体制づくり	12
(1)災害ボランティアセンターの運営体制づくり	12
(2)災害時における福祉サービス事業の体制づくり	13
(3)日赤奉仕団との連携強化	13
(4)災害ボランティア活動への支援	13
5 地域福祉を支えるための、活力ある社協づくり	14
(1)社協事業の住民理解の推進	14
(2)社協基盤の強化	14
(3)高齢者就労センター事業の安定的な運営	15
(4)地域福祉実践計画の適正運用	15
(5)持続可能な開発目標（SDGs）への取組み	16

## I 基本方針

---

長く続いた新型コロナウイルス感染症の法の上での位置づけについて、政府の方針として5月8日には、今の2類相当から季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行するとのことで、やっとコロナ感染症の出口が見えてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による対面での交流の減少、失業・休業の増加などでの生活困窮や高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の孤立など社会生活への影響、さらには、地域の福祉を支える自治会活動やボランティア活動が延期あるいは見送られるなどの行動制限・制約により、地域の「つながり」の希薄さが大きな問題ともなりました。今後も感染防止には、充分配慮しつつも一刻も早く仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復が必要です。

本町の人口は令和4年12月末現在で6,699人となり人口減少や核家族化とともに、高齢社会が進行し、65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会「超高齢社会」（本町では、2倍の約40%）を迎えています。超高齢社会では、これまでの制度や体制では対応しきれない問題が生じてきます。要介護者に介護できる者がいない、あるいは老いた人が老いた人を介護する「老々介護」がさらに増えるという点が問題視されています。

一方、介護、医療や地域産業を支える担い手・働き手、自治会活動など地域福祉活動を支える役員等の後任不足が顕著となっています。

本町では、このような複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため包括的な取組みが進められていますが、本社協としても地域住民、町行政、民生委員・児童委員、各自治会、ボランティア等の皆様や医療、福祉、教育関係団体の皆様と共に可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進してまいります。また同時に、町と連携し少子化、人口減少社会における育児の相互援助活動「地域で子育てする社会づくり」の推進に努めてまいります。

このため、第6期弟子屈町地域福祉実践計画に基づき法人運営の基盤強化と地域福祉の充実に向けて、以下の各種事業に取り組んでまいります。

## II 基本目標

---

### 地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくりをめざす 支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり

生活に身近な地域において、住民が世代や分野を超えてつながり、相互に役割を持ち「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合うことにより、町民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現を目指します。

## III 基本計画

---

### 1 みんなが安心して生活できる地域づくり

支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題に対して、住民や行政等の関係機関とより一層連携を密にし、課題の解決に向け必要に応じた福祉サービスの充実、提供に努め、地域で支え合うまちづくりを目指します。

### 2 その人らしい生活を支える地域づくり

認知症高齢者や障がい者、生活困窮者等の方が地域で安心して暮らせるよう、法人後見や日常生活自立支援事業等の権利擁護体制の充実とともに、保健・医療・福祉などの関係機関・団体との連携強化に努め、誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる地域づくりを目指します。

### 3 地域福祉推進の担い手づくり

児童生徒を始めあらゆる世代に対して、地域福祉活動やボランティア意識の啓発、福祉学習機会の提供、ボランティア団体への支援など学校、家庭、地域などと連携して、誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりに取り組みます。

### 4 災害時に支援できる体制づくり

災害ボランティアセンターの運営に備え北海道社会福祉協議会との連携を図り職員の対応能力向上に努めるとともに、町や日赤奉仕団等の関係機関・団体との協定・協働により平時からの訓練の実施など災害に備えた体制づくりを推進します。

## 5 地域福祉を支えるための、活力ある社協づくり

地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、町民の支持・信頼を得られるよう積極的な情報発信に努めます。また、管理体制などの組織基盤や財政基盤をより強化し「持続可能で責任のある自律した組織経営」を目指します。

## IV 実施計画

### 1 みんなが安心して生活できる地域づくり

#### (1) 在宅福祉サービス事業の実施

##### (ア) 入浴サービス事業

家庭において入浴の困難な寝たきり老人等に対して、特養摩周や弟子屈町デイサービスセンターの特殊浴槽を利用し入浴サービスを実施します。

在宅福祉サービス協力員	使用車両	利用施設
3人	万代号	特別養護老人ホーム摩周/デイサービスセンター

##### (イ) 移送サービス事業

おおむね65歳以上の疾病や高齢化により身体機能が低下している者で、家族等の送迎援助が得られない事情を抱えているとともに、公共交通機関等を利用し通院、入退院などが困難な者に対し、移送サービスを行います。

在宅福祉サービス協力員	使用車両	エリア
6人	セレナ/プリウス/万代号/プレオ 4輛	町内/釧路市

##### (ウ) 訪問サービス事業

安否確認や励ましが必要と思われる一人暮らしの70歳以上の町民を対象に、ヤクルト販売員が乳酸菌飲料を持参し、安否確認等を行います。

訪問事業所	エリア
釧路ヤクルト販売(株)	町内全域

##### (エ) 老人世帯等除雪援助事業

自宅前の通路を自力で除雪することが困難な、おおむね70歳以上の老人世帯及び重度心身の障がい者世帯に対し除雪の援助を行い、避難通路の確保を行います。

実施事業所	エリア
高齢者就労センター	町内全域

(オ) 給食サービス事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等で食事を作ることが困難な者や栄養改善が必要な者に定期的に給食を届け、食事の確保と安否の確認を行います。

実施事業所	エリア	配食	配食日
JA 摩周湖	町内全域	昼食/夕食	月～金（年末年始除く。）

(カ) 雪下ろし費用助成事業

おおむね 70 歳以上の高齢世帯又は障がい者世帯が居住する家屋において、落雪等により物損や人身事故などの恐れがある場合、雪下ろし費用の一部を助成します。

助成率	助成額	対象回数
雪下ろし費用の 2 分の 1 以内	1 回当たり 1 万円以内	1 世帯当たり同一年度中 3 回以内

(キ) 高齢者生きがい活動支援通所事業

在宅で生活する介護認定非該当者の高齢者を対象に、デイサービスセンターにて食事やレクリエーション等のサービス提供を行います。

使用施設
弟子屈町デイサービスセンター

(ク) 高齢者等軽度生活援助事業

在宅で生活する介護認定非該当者の高齢者に、生活援助員が居宅内の清掃などの軽易な日常生活の援助を行います。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者自身の能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防します。
---

(ケ) 在宅生活安心支援事業

既存の入浴、移送、訪問、除雪等の在宅福祉サービスや制度のみでは対応しきれない高齢者や障がい者等の個別性が極めて高い支援ニーズに対し援助を行います。

事業内容
他の支援制度や介護保険制度の給付等の対象とならない支援/その他、社協が必要と認める支援

(2) 介護保険サービス及び障がい福祉サービス事業の実施

(ア) 訪問介護及び居宅介護事業

訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者や障がい者の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除、買い物等の生活・家事援助並びに生活等に関する相談、助言その他生活全般に渡る援助を行います。

事業所	管理者	サービス提供責任者	訪問員
ヘルパーステーションましゅう	1人	1人	3人（兼サービス提供者1）

(イ) 居宅介護支援事業

居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（指定居宅サービス等）を適切に利用できるよう、ケアプランなどの作成・運用を通じて要介護者とサービス提供事業者や行政との連絡・調整を行います。

事業所	主任管理者	居宅介護支援専門員（ケアマネ）
指定居宅介護支援事業所	1人	4人（兼管理者1、兼事務職1）

(ウ) デイサービス事業

弟子屈町からの指定管理を受け入浴、食事、レクリエーション等のサービスの提供を行い、在宅生活が維持できるよう支援するとともに、利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

事業所	施設長/副施設長 （兼生活相談員）	事務 （兼介護）	看護	介護	運転
デイサービスセンター	2人	1人	1人	5人	1人

(3) 子育て支援の推進

(ア) ファミリー・サポート・センター事業

弟子屈町が実施する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を継続受託し、利用者子どもとの預かり手との交流会・講習会を開催するなど、事業の円滑な運営に努めます。

利用登録者数	預り手登録者数	子育てコーディネーターの配置
32人	15人	1人

(イ) 子育て預かり手援助活動奨励金交付事業

ファミリー・サポート・センター事業における預り手の確保を図るための募集活動とともに、預り手の援助活動に対して、援助活動奨励金を交付します。

援助活動奨励金
預り手活動1時間当たり400円（1時間を超えた場合、15分単位で切り上げ15分につき100円）

(ウ) レスパイト事業

障がいをもつ子どもを一時的に預かり、保護者に休息の時間を創出し、その時間を有効活用してもらおうとともに、保護者の相互交流や研修等を行います。

共同募金配分金事業	
開催時期/期間	
夏休み期間 1日	冬休み期間 1日

#### (4) 住民交流の推進

##### (ア) 待合室「みちくさ」の運営支援

子どもから高齢者までが気軽に立ち寄り「休息・待ち合わせ・交流等の場」として活用される待合室「みちくさ」の維持管理を行い、その運営を支援します。

維持管理
光熱水費/消耗品費/家賃/電話料/消防設備保守点検など

##### (イ) ふれあいサロン事業の推進

待合室「みちくさ」や自治会との連携により、自宅に閉じこもりがちな高齢者などの交流や意見交換を行う「ふれあい・つながりの場」を提供します。

共同募金配分金事業	
待合室「みちくさ」サロン	通年
「自治会」ふれあいサロン	1か所

##### (ウ) 布絵ハガキの送付支援

布絵サークルとの連携により会員が作成した季節ごとの「布絵ハガキ」を、町内在住の一人暮らしの高齢者宅に郵送し孤立感の解消を図ります。

共同募金配分金事業	
布絵ハガキ送付	
高齢独居世帯	年4回

##### (エ) 行商用テントの貸し出し及び管理

町内の団体が行事等で使用するテントを無償で貸し出し地域の交流を支援します。

貸出用テント
7張り

#### (5) 福祉関係団体への活動支援

##### (ア) 関係機関・団体との連携



弟子屈町自治会連合会、単位自治会、社会福祉法人、高齢者及び障がい者等の福祉サービス事業所、北海道社会福祉協議会、釧路管内の社会福祉協議会等との連携を深め、各種情報の収集及び情報の共有等を図ります。

(イ) 福祉団体への支援

町との連携や共同募金配分金事業により障がい者の会、手話の会、遺族会等の福祉団体の活動費の一部を助成します。

弟子屈町補助金/共同募金配分金事業
福祉団体
弟子屈町身体障害者福祉分会
めだか手話の会
弟子屈町遺族会
難病友の会標茶・弟子屈支部
弟子屈町点訳の会
弟子屈町ボランティア連絡協議会
ふれあい祭り実行委員会
保護司会弟子屈分区
社会を明るくする運動実行委員会

(エ) 団体事務の運営

弟子屈町遺族会、弟子屈町老人クラブ連合会、弟子屈町共同募金委員会、弟子屈町ボランティア連絡協議会等の事務を担い、各団体活動の推進に努めます。

## 2 その人らしい生活を支える地域づくり

(1) 自立に向けた相談体制の充実

(ア) 心配ごと相談事業

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に不安を抱えている方からの相談や日常生活での複合化・多様化する支援ニーズに対して、包括的で継続的な相談体制の充実に取り組みます。

相談所設置/開設	相談員
弟子屈町社会福祉協議会心配ごと相談所	社協事務局職員
相談日/時間 月曜日～金曜日 8時45分～17時30分（祝祭日、年末年始を除く。）	

(イ) 生活福祉資金の相談対応

他の貸付制度が利用できない高齢者世帯や障がい者世帯、低所得者世帯に対して、北海道社会福祉協議会や民生委員との連携を図りながら生活福祉資金貸付制度の相談や受付を行うとともに、貸付後までの自立に向けた支援に取り組みます。

生活福祉資金貸付/種類	貸付概要
総合支援資金	失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための貸付
福祉資金 緊急小口資金	緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付
福祉資金 福祉費	住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養・葬儀・引っ越しの経費等、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための貸付
教育支援資金	高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学時に必要な経費と、授業料や通学定期代等の就学に必要な経費のための貸付
不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付

(ウ) 生活困窮者等に対する安心サポート事業

生活困窮者を取り巻く環境や情勢はより複雑化し、既存の制度のみでは対応しきれない支援ニーズもあり、こうした制度の狭間への支援策として道社協が実施する生活困窮者等に対する安心サポート事業に参画し、生活困窮者へ食材や生活必需品等の現物支給による支援を実施します。

対象者	弟子屈町に居住する生命に関わる緊急性を要する生活困窮者/生計が困難で食材費や光熱水費、生活に必要な日用品の費用負担が困難な方（施設入所者、生活保護受給者、借入金返済、単に現金を求める場合は対象外。）
経済的援助、支援期間等	1 対象者あたり支援期間は、初回給付から1か月以内、支援限度額30,000円
自立相談支援機関等との連携	生活困窮者の自立支援の観点から自立相談支援機関への繋ぎも考慮

(エ) 自立相談支援機関等との連携

弟子屈町や釧路管内生活相談支援センター（くらしごと）、道社協等との連携を深め、相談業務の充実を図ります。

釧路管内生活相談支援センター（くらしごと）	
所在	釧路市北通 12-1-14 ビケンワークビル 電話 0154-25-0288
北海道受託事業	生活困窮者自立相談支援事業（釧路総合振興局管内） 生活困窮者就労準備支援事業

（オ）愛情銀行事業

火災による全焼家庭へ見舞金を贈るなど臨時的な救済援助を実施します。

愛情銀行事業	
生活困窮者等に対する支援・援助	生活困窮者等に対する安心サポート事業の活用
火災による全焼家庭への見舞金	1戸 10,000円
来町行旅放浪人等の救済	近隣市町村までの交通費

（2）地域福祉権利擁護事業の実施

（ア）日常生活自立支援事業

在宅で生活している方又は在宅で生活する予定の方で、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安がある場合、道社協が実施する「日常生活自立支援事業」により自立生活支援専門員を配置し、その方に対する福祉サービスの利用相談を行うとともに、生活支援計画に基づいた生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどを生活支援員が行います。

日常生活自立支援/利用者	指揮監督者	自立生活支援専門員	生活支援員
8人	1人	1人	8人

（イ）法人後見（成年後見）事業

認知症などにより判断能力が低下した方や知的障がいのある方など、自分では財産を適切に管理できなくなった方に対して、社協（法人）が後見人、保佐人もしくは補助人になり、権利擁護支援専門員のもと成年後見支援員を置き財産管理や身上保護を行います。

法人被後見人（利用者）	権利擁護支援専門員	成年後見支援員
9人	1人	12人

（ウ）市民後見人フォローアップ事業

認知症等により判断能力が不十分な町民の権利を守り、住み慣れた地域で安心・安全な生活を送ることができるよう支援する成年後見支援員のフォローアップ研修を行います。

成年後見支援員
12人

### (3) 介護予防ボランティア派遣事業の実施

#### (ア) 介護予防ボランティア派遣事業

弟子屈町が実施する一般介護予防事業を受託し、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防教室や高齢者サロンへふまねっと、脳トレ、ガンバルーン等のボランティアサポーターを派遣します。

運動教室/ふまねっと	認知症予防教室/脳トレ	運動教室/ガンバルーン	ミニデイ
派遣サポーター延/700人	〃/80人	〃/400人	〃/200人

## 3 地域福祉推進の担い手づくり

### (1) ボランティア活動の支援

#### (ア) ボランティアセンター運営事業の推進

住民に広くボランティア活動についての関心と理解を深めていただくために、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの登録や斡旋、研修会などを行います。

弟子屈町補助/共同募金配分金事業	
ボランティアコーディネーターの配置	開設時間
1人	午前10時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く。）

#### (イ) 有償ボランティアの実施

持続的なボランティア活動を推進するため在宅福祉協力員など謝金による有償ボランティアの確保や在宅生活において介護保険等の公的サービスでは補いきれない困りごとに対応する有償サポーター活動事業（地域助け合い活動）を会員登録制により実施します。

在宅福祉サービス協力員/有償ボランティア		9人
有償サポーター活動事業		
登録利用会員	登録協力会員	
5人	6人	

#### (ウ) リングプル等の収集活動事業への支援

リングプル、使用済み切手、キャップ、ベルマーク、書き損じハガキなどの収集活動への支援を行います。

## (2) ボランティア意識の啓発

### (ア) 中・高校生ワークキャンプ事業

夏休み期間中を中心に、町内の福祉施設での体験学習や講座を通じ、中・高校生のボランティア活動への理解と、地域における福祉教育の振興を図ります。

共同募金配分金事業
中・高校生ワークキャンプ 2日間
7人 延14人

### (イ) 福祉教育推進事業

学校等のボランティア活動の情報交換や交流を図るため「学校ボランティア連絡協議会」を開催します。

学校ボランティア連絡協議会
弟子屈高等学校
弟子屈中学校
川湯中学校
弟子屈小学校
川湯小学校
美留和小学校
和琴小学校
認定こども園ましゅう
川湯保育所

### (ウ) 児童・生徒のボランティア活動支援事業

町内の小・中学校、高等学校等を対象に、ボランティア活動の自主性、連帯性などの精神を培うため、協力校を指定し福祉に関する体験学習や交流等の活動を支援します。

共同募金配分金事業		
令和5年度 指定協力校		
弟子屈高等学校	弟子屈中学校	和琴小学校

## 4 災害時に支援できる体制づくり

### (1) 災害ボランティアセンターの運営体制づくり

(ア) 災害ボランティアセンター運営体制づくり

大規模な災害の発生に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する訓練・研修等について、弟子屈町と共に取り組みます。この他、弟子屈町防災会議や北海道災害ボランティアセンターとの連携を図るとともに、職員の資質向上に努めます。

災害ボランティアセンターの ICT 活用
災害ボランティアセンターにおける ICT「情報通信技術」活用研修 ウェブ会議の取組/デジタルで効率的な運営/動画を活用した案内など
災害ボランティアセンター運営マネジメント研修
災害ボランティアセンター設置・運営/リーダー研修
釧路地区災害ボランティア組織連携会議への参画
北海道地域防災マスターフォローアップ研修

(2) 災害時における福祉サービス事業の体制づくり

(ア) 災害時業務継続計画の策定

災害発生などの非常時においても、適切な対応を行い、利用者に必要な福祉サービスを継続的に提供できるよう業務継続計画（BCP）の策定を目指します。

業務継続計画（BCP）
自然災害や感染症が発生した場合でも、介護、福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるよう業務継続計画（BCP）の策定を目指します。

(3) 日赤奉仕団との連携強化

(ア) 日赤奉仕団との連携強化

日赤奉仕団のボランティア活動に対して、町総合防災訓練などを通じて連携を深めます。

弟子屈町日赤奉仕団との連携
防災訓練の実施/研修会の開催等

(4) 災害ボランティア活動への支援

(ア) 災害ボランティア活動への支援

道社協との連携により災害ボランティアの活動内容や心構え、参加方法等に関する情報提供に努め、被災地に貢献できる災害ボランティア活動を支援します。

北海道災害ボランティアセンター（北海道社会福祉協議会） 災害ボランティア情報
札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉協議会 かでの 2.7 2階 <a href="http://hokkaido-saigai-vc.jp">http://hokkaido-saigai-vc.jp</a> TEL011-271-0683

## 5 地域福祉を支えるための、活力ある社協づくり

### (1) 社協事業の住民理解の推進

#### (ア) 町民への情報提供

広報紙「摩周のふくし」の発行（年5回）及びホームページの適正管理を図り、町民や福祉関係者などへ社協活動に関する情報を提供します。

共同募金配分金事業
広報紙「摩周のふくし」発行
年5回      1月/3月/5月/7月/10月号
弟子屈町社会福祉協議会 HP <a href="http://teshikaga-shakyo.jp">http://teshikaga-shakyo.jp</a>

#### (イ) ボランティア活動の紹介・担い手確保

ボランティア団体や在宅福祉協力員の活動を広く紹介するとともに、ボランティア活動の意識の向上と啓発を図り担い手の確保に取り組みます。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス/Social Networking Service/「会員交流サイト」）などでの先事例の収集に努めます。

弟子屈町社協ボランティアセンター
インターネット回線    Wi-Fi 導入調査

### (2) 社協基盤の強化

#### (ア) 安定的な法人経営

厳しい財政環境の中、既存事業の見直しや補助金・助成金等の有効活用を図るとともに、自主財源（会費・寄附金・共同募金助成金等）の確保に努めます。

町補助金
職員設置費補助/ボランティアセンター運営費補助/福祉団体運営費補助/みちくさ運営費補助 事務局運営費補助/日常生活自立支援事業費補助/在宅福祉サービス事業費補助/在宅老人等生活援助事業費補助

#### (イ) 共同募金助成事業

町共同募金委員会等の助成金を町内で実施される福祉事業等に充当し、地域福祉活動を推進します。また、共同募金の使途や有効性等について、広報紙やPR活動を通じて町民の理解が得られるよう周知します。

共同募金配分金事業
共同募金・歳末募金財源による地域助成

(ウ) 受託事業

弟子屈町との連携により社会老人福祉センターの管理業務等を受託し、適正な維持管理を図るとともに、利便性の向上など安定したサービスの提供に努めます。

弟子屈町受託業務
弟子屈町社会老人福祉センター管理業務/弟子屈町ファミリー・サポート・センター業務 弟子屈町市民後見人推進業務/弟子屈町介護予防ボランティア派遣業務

(3) 高齢者就労センター事業の安定的な運営

(ア) 高齢者就労センター事業

高齢者就労センター事業の安定的で円滑な運営を図るため、高齢者就業専門員を配置します。また、高齢者の経験と能力が発揮できる仕事や機会について、弟子屈町との連携により確保・提供に努めます。

高齢者就業専門員の配置
1人
弟子屈町受託業務
弟子屈町鑑別河川敷PG・900草原PG維持管理/修武館管理/摩周観光文化センター芝管理 摩周森の公園・水郷公園等管理/泉の湯管理/公共施設環境整備

(4) 地域福祉実践計画の適正運用

(ア) 計画の進行管理・評価

計画の内容、効果や影響について、定期的な評価・点検を行い、その目的や地域ニーズが変化した場合には見直しを図り、実態に即した計画を目指します。

第6期弟子屈町地域福祉実践計画
計画期間 令和4年度から令和7年度

(イ) 弟子屈町との連携と協働

第6次弟子屈町総合計画及び町の福祉関係計画等との整合性を図り、連携、協働のもと地域福祉の向上を図ります。



第6次弟子屈町総合計画
計画期間 令和4年度から令和11年度
実行期間 前期/令和4年度～令和7年度 後期/令和8年度～令和11年度

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）への取組み

持続可能な開発目標（エスディージーズ）の方針・目標を意識し環境、貧困、人権等の直面する課題への対応に努めます。

エスディージーズ（SDGs） 17の目標		
1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

